

令和2年第3回教育委員会臨時会会議録

- 1 日 時 令和2年2月28日（木） 15：00～15：30
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・栗原委員・
西田委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・

教育長 : それでは、定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第3回相生市教育委員会臨時会を開会させていただきます。

日程2、議事録署名委員の指名を行います。小西委員を指名します。よろしく願いいたします。

小西委員 : はい。

教育長 : 日程3、事務局出席職員の報告をお願いします。

教育次長(管理担当) : 両教育次長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 続きまして、日程4、議事に入ります。(1)報告事項、ア『報告第4号 新型コロナウイルス感染症対策に係る市内小・中学校、市立幼稚園及び社会教育施設の対応について』事務局より説明をお願いします。

教育次長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 市内小・中学校は、兵庫県の要請である3月3日～15日まで臨時休校、市立幼稚園については通常運営とする。社会教育施設においては、主催のイベント等は原則、中止または禁止とする。貸し館業務については、自粛要請を行う。

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

委員 : 対応を記したチラシの全戸配布は、3月10日ですか。

教育次長(管理担当) : 広報3月号への折り込みとなります。学校関係は、保護者宛に別途通知を行います。

委員 : 小・中学校については、16日から学校が再開するということですか。

教育次長(指導担当) : 現在の予定では、そういうことになります。

委員 : 卒業式について参加者の規制とありますが、保護者の人数規制は予定されていますか。

教育次長(指導担当) : 現在のところ、保護者の人数規制については考えておりません。他自治体によっては、同居の家族のみといった規制をかけているところもありますが、保護者が参加できなくなる家庭が考えられますので、相生市では考えておりません。

委員 : 卒業式には在校生の参加はしないのか。

教育次長（指導担当）： 今回、卒業式の参加人数を絞るということを考えておりますので、小・中学校ともに在校生を参加させない方向で進めております。

委員： 来賓1名というのはどういった想定ですか。

教育次長（指導担当）： 現在、検討中の内容ではありますが、通常であればPTAや自治会関係者に出席いただいております。しかし、このような事態ですので、今回の来賓は、告辞を読み上げる方1名を考えております。

委員： 国の要請や県の指示ということもあり、やむを得ないことだと思うので、この内容で進めるしかないと思う。今後、2週間後に何をもって解除するのかということに関してはどういった考えですか。

教育次長（指導担当）： 今回の期間の設定は、県の教育委員会の指示を優先しています。今後も県内事情をよく把握している県委員会の通知や近隣の対応を参考にしながらになると考えています。当然、延長する危険性もでてくるとは考えています。

委員： 相生市としては、県の指示に準じた期間としているので、今後も県と同様の動きということですね。

教育次長（指導担当）： そのように考えております。

委員： 学童保育は、今まで利用していなかった方の申し込みは可能なのでしょうか。

教育次長（管理担当）： これまで学童保育を利用されていた方が前提となります。

委員： 会社としてこういう制度を勧めて、今回だけの臨時的利用というのはできないということですね。

教育次長（管理担当）： できません。

委員： 休校にすることによる履修状況はどうなるのでしょうか。足りない場合の対応はどうなりますか。

教育次長（指導担当）： 入試を控えた中学校3年生については、3月2日に授業をすることができますので全て履修済となります。中学校2年生以下については、学校により進捗が異なっておりますので、現在確認をしておりますが、時間が足りていないということになれば、春休みや休校が解除になれば16日以降の6時間目などを利用することが考えられます。平成21年度の新型インフルエンザの時に、休校措置をとりましたが、その時は夏休みの午前

中を利用して補習を行っていることもあります。こういったことが考えられますので、本日の臨時の校・園長会において、周知しております。

委員：補習のあり方については、各市町村単位で決めるということですか。

教育次長（指導担当）：文部科学省は、補習をしなくても時間は大丈夫であるという言い方をしております。それは、本来必要な授業日数よりも学校に行っている日数が多いので、どの教科も指導時間を上回っているという結果が見えているので、休校になったとしても足りるという見込みをだしております。

委員：卒業証書や通知票について、担任による手渡しになる危険性ありというのはどういったものか。

教育次長（指導担当）：学校再開は見込まれていますが、休校が延長になった場合には、通知表などを渡すタイミングがなくなるため、担任が個別に届けて回る可能性があるということです。

委員：給食が中止になるということですが、食材のキャンセルによる費用などはどうなんでしょうか。

教育次長（指導担当）：昨日の時点で食材の納品を止めております。月曜日については、ストックしているもので対応し、無駄のないように費用をかけない形となっております。

委員：2日の登校日は、通常の授業を行うものではないのですか。

教育次長（指導担当）：未履修については、時間割を変更してでも対応する必要があると考えています。その他は、学年末の連絡や休校中の課題の説明などにあてるため、時間割通りにはならないと考えています。

委員：休校期間の変更があれば、また教育委員会で連絡されるのでしょうか。

教育次長（管理担当）：変更については、おおいにあると考えております。急を要する場合は、電話等により委員のみなさまにご連絡をさせていただきます。大きな変更がある場合には、臨時会を開催し、ご報告させていただきたいと考えております。

教育長：よろしいでしょうか。他にないようですので、本件については、ご了承いただきますようお願いいたします。

教育長：それでは、次に「その他」何かありますか。

教育次長（管理担当）： ありません。

教育長　：　教育委員さんから何かございますか。

教育長　：　特にないようですので、令和元年第3回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

15：30　終了